

琉球王国の興亡 第一部 琉球王国の成立と入貢

史料A 琉球国事略 新井筑後守源君美述

①

一 異朝の書を按ずるに、昔は流求と記したり。近代に及て琉球と記せり。一説に流虬きゅうと記せしを、今は琉球と記す。此国虬みづちの大海の流の中にわだかまれるが如くなれば流虬といひしと云々。按ずるに流虬の説心得られず。我國の書に見へし所は、往昔、鎮西八郎為朝、大海の流にしたがひて求め出されし国なれば流求と記と云、此説も誤れり。夫より先、倭漢の書に皆々流求と記たり。又一説に龍宮と云し也。我國の書に龍宮といひ習はせるは、則此国也といふ。是もまた心得られず。唯何となく古よりりうきうといひしを、後に漢字を仮りて流求とも琉球共記せし成べし。

一 此国の事、異朝の諸書にみへし処は、此国、古よりの事は詳ならず。隨の煬帝の時、朱寛と云者をして異俗を討求られしに、始て此国に至る。その詞通させりしかば、一人をとりて歸る。其後舟師して再び其国に至らしめて、男女五百人をとりて是此国の名、異朝の書にみへし其後唐宋の時、中国に通ぜず。大元の時、使して招かれしかとも成らず、大明の代に及び、太祖の洪武の初に貢使をまいらせ、其国三つに分れて中山・山南・山北の三王あり、其後封爵を請ひしかば、中山・山南

②

の二王に鍍金の銀印を賜りたり鍍金とは金をやき付る事也此時、山王互に争ひ戦ひしかば、天子其中を和げられ給ひ、山北王にも印并文綺等を賜る中山・山南封せられしは、洪武十五年の事、山北を封せられしは同十六年也、本朝後円融永徳二年三年、公方は鹿苑院の御時にあたり同二十五年、中山王、察度王の名也、姓は尚と云、其子姪并陪臣の子弟を遣して国学に入、此国、昔隨・元等の代に攻れども来らず、招けども至らず、然に大明の代、初に自ら来り貢して、其国の君臣子弟をして学び、中国に随ひしが、天子、其忠順の志を悦び給ふ事大かたならず此故に外国にあて、此国厚とおんてう厚はなかりき閩人のよく舟を乗もの三十六姓を給りて、年毎に往来すべき便となさる。察度が曾孫王巴志、其位を嗣し時より彼国王代を繼ぐ時に必ず中国の天子、使いを其国に遣して、冊封せらるゝ例始まれり是長き彼国の例也巴志が孫王思達・景泰の始に代を繼、程もなく山南・山北を討亡して、其国を并せたり是より琉球王を中山といふ也、景泰は大明第五代英宗の年号にて本朝後花園の宝徳の頃、公方は東山義政の時なり此国より始て通せし是よりして、三年に弑度、中国に進貢する事例は始れり今も此例の如く也といふ王思達が六代の孫王、永々代に当りて、日本関白秀吉の御事、此時高麗陣頃の事也を繼、萬曆三十一年、其国に使を給ふて冊封あり萬曆は大明十三王神宗の年号、其三十一年は本朝後陽成院慶長八年、神祖征夷大將軍に任せられし年なり。其使返り奏て曰、琉球かならず倭のためにくじかるべし、

(以下原文省略部分)

日本の人千ばかり、利刀をさしはさみて、其市に出入せりと申き、程なく同三十七年、王寧、薩摩州の為にとらわれゆく。同四十年、王寧使して進貢して帰国の事を申、又日本の為に市を通ぜんと事を望給ふ。萬曆三十七年は、本朝慶長十四年也。此年五月、嶋津、彼国をとりこにして来りて、国に留る事三年にして返す。

慶長十七年、本朝の為、互市の事を大明福建の軍門に申せし事有き。右異朝の諸書にみへし処也。是より後の事記せしものは未考。

此国の事、本朝の書に見へし処、是も古の事成らず、五十五代文徳天皇仁壽三年、僧円珍智證唐国に趣かるゝ時、北風にはなたれて琉球に至りしと云事、元亨釈書に見へたり。是本朝にして彼国の名聞へし始にや。其後聞ゆる事にて、東山公方義政の頃、宝徳二年七月、琉球の使来れり。

是則、彼国にて山南・山北を并せし中山王思達が時なり時、公方より書を賜られて其礼に答られき。其書假名文字をもちひて、りうきうこのよのぬしと記されたり。是より後、其國の人、つねに來りて、兵庫の湊にて商物などしたり。太閤秀吉の代となりて、使まいらせし、天下の事をしり給ふ事を賀す。程なく朝鮮の事起りて、太閤もうせ給ひ太閤へ使をまいらせし。御當家の始め、嶋津の為に討れて、終に其屬國の如くには成たるなり。

右本朝諸記にみへし処也。世には彼國は鎮西八郎為朝の末葉也、されば今も其國に為朝の遺跡ども多しと云也。東山殿の頃より彼國には我國の假名字を用ひしと見へ、又其國の人とも我國の倭哥をよくするものすくなからず。琉球の人の和哥いくらもみへたりの、よくよめる者あり山川等の名も、人の名も、皆々我國の詞なるも多く、殊に我國の神々を祭れる古蹟いくらも世に聞へたり。

されば彼國の始、我國の人たりし事は一定也。但し為朝の後と申はいかゞ有べき。すべて彼國の事ども詳ならぬ事も多し

右市川氏の雑話私記に見へたり。全書なりや未詳。此外に琉球事略と題する書あり。作者不詳、榊原小太郎の跋あり

③上

史料B 琉球入貢紀略

増訂琉球入貢紀略

琉球古の朝獻

琉球は吾邦の南海にあるところの一の島国なり、其國の風俗もとより質朴にして文字に習はず、これによりて國の名は聞えながら、開闢より歴代の事実は、史書などいふものもなければ、その詳なることは得て考ふべからず、唐土の書には隋書にはじめて見えたり、煬帝の大業元年、海帥何蛮というもの、春秋の

(中略)

琉球国全圖

琉球国に三省あり、中山は中頭省、山南は島尻省、山北は国頭省なり、この属府すべて三十六、これを間切といふ。間きりとは城下といふが如し、あるひは郡県をさしていへり、その間切の領主を、おのく、按司といふ、三十六の属島あり、鬼界が島は十二の島なり、即これを五島七島といへり、これらの島々に産するところの物は、蕃薯、草蓆、蕉絲、五色魚、鰻魚、珊瑚、海參、石芝等、三十種に余る

④上

三十六島の図

- ・七島は宮古の支配にて琉球の持なり
- ・奇界より渡名喜まで十一島みな大島の支配なり。
- 上島の村数すべて二百六十村あり。
- 土人は小琉球と称す

南方台陸の南に小琉球山ありこれと同じからず。

・沖の系らぶ 琉球の持なり

・是より琉球の地 五間切あり

④下

中山世系

∴ 天孫氏廿五紀

宋の淳熙年間、天孫氏二十五紀の裔孫徳微、

その臣利勇、権を専にして位を奪ふ、故に浦添

按司尊敦、義兵を起し、利勇を討つ、国人尊敦

を推て位に就く、これを舜天王と云ふ

○ 舜天王 舜馬順熙 義本王

姓は源、名は尊敦、父は鎮西八郎為朝公、母は大

里按司の妹、宋乾道二年丙戌降誕乾道二年は、

元年に 淳熙十四年丁未即位、嘉熙元年丁酉薨六条院仁安

あた 在位五十一年、寿七十二歳といへり、又云、義本王

童名神号伝はらず、在位十一年、歳五十四の時、英

祖に諭して曰、今汝政に乗せば、年豊に民泰

からん、宜く大統を承けつぎて、民の父母たる

べしといへるに、固く辞しけれども、群臣みな共とも

に勧めて、位に即しむ、義本位を譲るの後、其

隠るゝところを知らず、故に寿薨伝はらず、今

考ふべからず

為朝公の血統、舜天王より義本まで
三代にして絶ゆ、三王およそ七十三年、

⑤上

尚圓王

童名忠徳、明の永樂十三年乙未降

誕、生得厳然として龍鳳の姿あり、ならびに足

下に痣あり、色金の如し、いまだ位に即ざるの

時、泊村の人、安里といふ者、一たび見て、この人は億

兆の上に居るべきの徳ありといへり、明の成化

十二年七月二十八日薨、在位七年、寿六十七歳

尚宣威王 尚真王

尚清王 尚元王

尚永王

尚寧王

童名思徳、明の嘉清四十三年甲子降誕、万

曆十七年即位、同四十八年九月十九日薨、在位

三十三年、寿五十七歳、慶長十五年入貢す

尚豊王 尚賢王

尚質王 尚貞王

尚純王 尚益王

尚敬王 尚穆王

⑤下

尚成王 尚顕王

尚育王 尚泰王

右中山世系の略なり、これは琉球尚貞王の時

尚弘徳と云ものに命じて撰するところの中山

世譜に据りて記すところなり、

(為朝伝説)

鎮西八郎為朝

鎮西八郎為朝、伊豆の大島に流されしが、永万元年

三月、白鷺の沖の方へ飛行くを見て、定めて島であるらんとして、舟に乗りて馳せ行くに、ある島に着てめぐり給ふに、田もなし 島もなし、汝等何を食事とすると問へば、魚鳥とこたふ、その鳥は鶴ほごなり、為朝これを見給ひて、大嫡の矢にて、木にあるを射落し、空を翔るを射殺しなどし給へば、島のものども、舌をふるひておぢ恐る、汝等も我に従はずは、かくの如く射殺さんと宣へば、みな平伏して従ひけり、島の名を問たまへば、鬼が島と申す

⑥上

つひに大里按司の妹に相見して、舜天王をつむむ、為朝、この国にとどまること、日久しく、故土をおもふこと

禁がたくして、つひに日本に帰れり

琉球 事略

按ずるに、今口に琉球の東北にあたりて、鬼界島といふ名のあるも、その名残なりといへり

位階の次第

中山王 国主をいふ 中城 春(東)宮をいふ、○中へすくは城の名あるのとき

中婦 王妃をいふ、○君万物に仕ふ、○中婦君の名は神に仕ふる巫女三十三人ある、その中に居るといふの義なり 王子 王子 王女 王女

官位の品級は正従すべて九等あり

国相、親方 国の大臣なり、すべて政事を司るなり

元侯 正一品 法司 正二品 紫中官 従二位

これを三司官と称し。または何々の地の親方と呼ぶものは即この重官なり

耳目令礼 又後鎖側と云、正三品なり 謁者 又申口者娘、三品也 賛議官 正四位

那霸官なばは地名、従四位也 察侍記官 さしきは地名、従四位なり 当官 正五位

勢頭七位官 正六、親雲上 正七、掟牌金 従七、里之子 正八

里之子佐 従八、築登之 正九、筑登之佐 従九

紫金大夫、正議大夫、長史、都通事、度支官、王法官

⑥下

九引官、内官、近習、内厨、国書院、良警察、茶道、祝長、無瀬人、武卒

里の子は小姓なり、美少年をえらぶ、年をとりて髭生れば親雲上となる、親雲上は官名なれども彼国の風俗にて武士をすべて親雲上といへり

嘉永三年庚戌十一月

嘉永三庚戌十一月

発行書林 日本橋式丁目

山城屋佐兵衛

⑦上

史料C 琉球征伐の台命

島津琉球軍精記 卷の三

家久琉球征伐蒙台命を事

并嶋津大隅守帰国評定の事

慶長十四年春三月、嶋津大隅守家久

江戸表参勤、萬事終わりに、首尾よく帰国の御暇給り、東武を發足あり。然るに

前征夷大將軍従一位右大臣家康公

駿府の御城にましく、大御所と仰給ひ

けるが、去慶長十年、將軍の職を秀忠公へ譲りてのちは、天下の政事悉く江戸表の御沙汰なりといへども、公事の六ヶ敷は皆々大御所の御計らひなり。時に此度「嶋津家久、國許へ帰城の序、談ずべき事あり、駿府へ登城あるべし」のよし、先達てあふせわたさる。是に依て家久駿府に到着して、本多佐渡守正信につきて参府のよし言上あり。時に本多正信かくと大御所へ伺ひければ、早速登城すべきと⑦下

命じ給ふ。正信畏て嶋津に達す。家久やがて登城有ければ、大御所出御し給ひ、在番苦勞のよしを上意あるを賀し奉り、時に大御所のたまひけるは、「日本は小国也といへども、神道不思議の威を以て、三國に冠たさるるがゆへに、古より外國の勢大なるも我國に帰伏し、神功皇后三翰を征し給ひてより以来、異國よりの貢絶ず、中ごろ怠慢有りしかば、右大将頼朝、高麗を征し其罪を責給ふ。是によつて蝦夷三韓のごとき大國皆我國に尊敬す。爰に琉球はもと朝鮮にもしたがわず、我朝へも只賣船のみ送りて貢を捧せず。朝鮮すら我國に使者を送りて貢を捧げ、況琉球の小國をもつて不礼をなす。其故に彼國を責てその罪を糺さんと欲す。然れども彼國において、日本、久敷戦國となつて、万民千才にくるしみ、當時

漸く太平に及びし候処、只今また琉球を征さんとて、中国の兵を動かさば、再び諸民の困窮なるべしとて、おもふに彼國強大なかる⑧上

にもあらず。家久領国の兵をもつて征伐せんに、何ぞいふ事あるまじきなれば、足下の一手を以て征伐せらるべきや。若其功あるにおいては、恩賞をうによるべし。又嶋津家の眉目ならん。しかし大事をおもはれなば、九州の輩を加勢に命ずべし、此儀如何」と尋ありしに、家久御請に、「それがし領国の輩は、士卒土民にいたるまで、其心片意地に命を軽んじ、若征伐ならざる時は皆ことごとく討死仕るべし。此故に渠を征し終には我家の幕下になすべきを、士卒の末までも申渡して、向ふ時はおの／＼子孫に英名を残さん事をおもひ、猥に死をとげず、こゝろを一致にして粉骨をつくし申さば、切したがへる事も候」はん、尤貢においては公儀へ献ぜしめ、只嶋津の属國たらん事を莫太の御恩賞たるべく候」と義氣を盛に言上ありけるにぞ、大御所聞し召れ、その⑧下
勇敢をかんじたまひ、「忠賞に任せんと約せしうへは、いかにも属國となすべし。首尾よく征伐いたされなば、嶋津家のほまれたるべし、随分勲功ぬきんで

らるべし」とのたまひければ、家久よろこび

「然らば一刻もはやくおいとまをたまわり、征伐の用意仕たく候」と言上あり。大御所すなはち御盃を下され、かならず勝利の注進をまつなりとの上意にて、首尾よくおいとまを下されしかば、家久恩を謝して退出あり。即時に駿府を立て晝夜に道を急ぎ、本國さして下向せらる。鹿兒嶋に帰着ありて、隠居兵庫頭義弘、ならび家中を召集め、琉球征伐の台命をかうむりたるよし物語りせられしかば、群參の諸士一同に、此義殊に當家の面目に候へば、早々征伐を用意ありて然るべし、と言葉を揃て申ける。

傳に曰、大隅守家久歸國して琉球国征伐の台命蒙り、功成ば我國の幕下と

◎上

すべき盟約の趣を物語有に、父兵庫頭義弘入道唯新、是を聞て、「良工夫いたされける、むかし太閤秀吉公朝鮮征伐あらんと評定のせつ、徳川殿しきりに是をとゞめ、諫言有しかども太閤深き所存ありて、終に軍馬を差向給ふ、若太閤今しばらく御存命あるにおいては、終に朝鮮悉く日本ものとなるべきに、中途にして他界有しゆへ、むなく軍馬を歸せしもの也

◎下

徳川殿の諫言は日本四海の民、應仁以来の戦国に苦しみ、片時も業を安んずる事あたはざりしに、太閤の時にいたって四海全く平定して、たまく世上静謐におよびぬる處、またく干才を動さん事、萬民困窮の基也、この了簡にて諫言ありし所なるに、太閤の思召にも四海中治るといへども

諸家給人武士多きゆへ、一揆徒黨の企あらば少きより災ひかならず發るといへり、ふたゝび騒乱とも相成べし、此ゆへに朝鮮を切とり、諸浪人にあり付を期させん為、二つには朝鮮、元は新羅・百濟・高麗國とて三國なり、これを三翰といへり、神皇征伐ましくて後は、日本へ從て貢を送る事怠慢なかりしに、中興足利義政の時代より、日本大きに乱國と成しかば、朝鮮国使者をも遣さず、貢をもおくらず、是を糺にいとまなきによつて百四年が間、その俛に差置、然るに太閤四海一統の功をたて給ひ、朝鮮の不礼を捨をかん事、我國の神威つすきに似たり、と緩急の罪を問るべきとて、軍馬を向らるゝ所なり、故に義名の軍と言つべし